# 大阪府指定出資法人評価等審議会(第15回)

■と き 令和4年10月19日(水曜日)10:00~12:00

■ところ web 会議

■出席者 吉村 典久(関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授)

飯 島 奈 絵(堂島法律事務所 弁護士)

上野山 達哉 (大阪公立大学大学院経営研究科・商学部 教授)

久保 明代(株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長)

坂 本 守孝(坂本会計事務所 公認会計士)

山田 美智子(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員)

■議 事 大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

# ■大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

#### 事務局より各法人の役員の職務・職責等について説明

# 〔主な質疑等〕

#### (1) 公益財団法人 大阪国際平和センター

※委員からの質疑等は特になし

#### (2)株式会社大阪国際会議場

委員:経営評価の審議でも感じたが、府立国際会議場という施設を前提とした事業であり、新型コロナウイルス感染症の影響等、国際会議にかかる様々な状況の変化がある中で、情報収集をして従来の発想を転換していくことが必要ではないか。

委 員:新型コロナウイルス感染症の影響で大変ということはよく理解できるが、赤字解消という ところが大きな課題、リスクに対する役員の果たすべき職責の具体的内容が認められない。

委員:法人の業績が新型コロナウイルス感染症の影響で大変な状況。採用抑制等の対応を取っているため、職員の方々の負担がさらに増しているものの、職員の給料を上げることが困難な状況。その中で、役員については職責が大変だから報酬額を増額することが妥当とは考え難い。また、新型コロナウイルス感染症の影響により国際会議の開催等が困難な状況に対し、法人役員ができる範囲も限られていることも踏まえれば、前回点検時から報酬基準を増額すべき変化はないと思われる。

### (3) 公益財団法人 大阪府国際交流財団

※委員からの質疑等は特になし

#### (4) 大阪府住宅供給公社

委 員: 府営住宅の指定管理業務がなくなったことによる管理スパンの減少が認められるのではないか。

委 員:確かに指定管理業務が減少しているが、新たな取組みも実施するなど増加要素もあると思われる。

#### (5) 大阪信用保証協会

- 委員:新型コロナウイルスに関連して、金融機関の貸出残高と保証債務残高が増加しているが、 返済の据置期間がそろそろ終了する債務者が出てきていると思う。現実的にはコロナの影響が長引いたことで返済が困難となる方が増えてくる可能性が高い。そうなれば、各債務 者について、代位弁済を行うことになるのか、その手前で返済計画の見直し等ができるの か等、法人にとって重要な判断がこれから出てくると思われる。法人役員としてもこれま でとは異なる次元での判断が求められると思われる。
- 委員:急増した保証債務残高について、今後、弁済期を迎える債務者が増加することに伴い、代位弁済の抑制及び返済困難者等への対応について、役員としての職務の難易度が増している。